

## 被災市街地復興推進地域内の建築行為等の許可について

### 1. 被災市街地復興推進地域の概要

- ・市町村は、被災し、不良な街区の環境が形成されるおそれがあるため、土地区画整理事業等の面的整備事業等を実施する必要がある区域について「被災市街地復興推進地域」として都市計画に定めることができます。
- ・被災市街地復興推進地域内で、土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしようとする場合、知事(知事から権限委譲を受けた場合は市町村長)の許可を受ける必要があります。
- ・被災市街地の緊急かつ健全な復興を図るために、土地区画整理事業等の市街地開発事業、地区計画等の決定等市街地整備改善のための手続きが行われるまで、建築行為等に対し、制限を行うことを目的としています。

### 2 許可を要しない行為

- (1) 通常の管理行為、軽易な行為
- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (3) 都市計画事業の施行等として行う行為

### 3 許可の基準

- (1) 土地の形質変更
  - ・都市計画に適合する 0.5 ヘクタール以上の規模の土地の形質変更で、市街地開発事業等の実施を困難にしないこと。
- (2) 建築物の新築、改築又は増築
  - ・自己の居住用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建築物(住宅を除く。)の建築で、次に掲げる要件に該当するもの
    - イ 階数が 2 以下で、かつ、地階を有しないこと
    - ロ 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること
    - ハ 容易に移転し、又は除却することができること
  - ニ 敷地の面積が 300 m<sup>2</sup>未満であること

※この他、復興に係る事業の支障とならない建築行為等

### 4 許可を要することとされる期間

・災害が発生した日から起算して2年以内で、被災市街地復興推進地域に関する都市計画に定める日までです。

## 5 許可申請に必要な書類

### (1) 土地の形質変更

- ・許可申請書(別記様式第一) [PDF 一太郎](#)
- ・位置図(申請地が明確に確認できる図面)
- ・区域図(当該行為を行う土地の区域を表示する図面で縮尺 1/2,500 以上のもの)
- ・設計図(縮尺 1/1,000 以上のもの)

### (2) 建築物の新築, 改築又は増築

- ・許可申請書(別記様式第一) [PDF 一太郎](#)
- ・位置図(申請地が明確に確認できる図面)
- ・配置図(敷地内における建築物の位置を表示する図面で縮尺 1/500 以上のもの)
- ・平面図(建築基準法上の確認申請の際添付する図面に準じたもので縮尺 1/200 以上のもの)
- ・断面図(2面以上の建築物の断面図で縮尺 1/200 以上のもの)

## 6 申請書の提出先等

平成 23 年 9 月 12 日に石巻市で定めた被災市街地復興推進地域内の建築行為等について

### (1) 申請に係る相談窓口・申請書の提出先

相談, 提出先	連絡先	被災市街地復興推進地域
石巻市建設部基盤整備課	〒986-8501 石巻市穀町 14 番 1 号 電話: 0225-95-1111 FAX: 0225-23-4345	<a href="#">こちら</a> を御覧ください。

### (2) 申請書の審査, 許可担当課

許可担当課	連絡先
宮城県土木部都市計画課	〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号 電話: 022-211-3132 FAX: 022-211-3295

※申請者の利便を考慮し、申請に係る相談窓口及び申請書の提出先を石巻市としています。

[▲ページのトップへ戻る](#)

土木部 都市計画課 行政班

電話: 022-211-3132 / E-mail: [toshikei01@pref.miyagi.jp](mailto:toshikei01@pref.miyagi.jp)

Copyright(C)2004.Miyagi Prefectural Government. All Rights Reserved